

委託契約書（案）

島根県（以下「甲」という。）、島根県公安委員会（以下「乙」という。）及び（以下「丙」という。）とは、道路交通法（昭和35年法律第105号以下「法」という。）第108条第1項に定める免許関係事務の一部（以下「運転免許窓口業務」という。）並びに警察署及び広域交番を会場として行う優良運転者（法第92条の2第1項表備考一の2に定める優良運転者をいう。）に対する更新時講習業務（以下「警察署優良運転者講習業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 乙は、運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 丙は、委託業務を別添「運転免許窓口業務仕様書」（以下「窓口仕様書」という。）及び「警察署優良運転者講習業務仕様書」（以下「優良講習仕様書」という。）により実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託業務の実施場所）

第4条 委託業務の実施場所は、運転免許窓口業務にあっては窓口仕様書、警察署優良運転者講習業務にあっては、優良講習仕様書のとおりとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を丙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 （A）丙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

（B）丙が、甲に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇とする。

（実施状況報告及び確認）

第7条 丙は、毎月の委託業務の実施状況を各仕様書に定める期日までに乙に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告を受理したときは、速やかに報告内容を確認し、甲に通知しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に(3月は3月31日までに)委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 丙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 甲は、第5条の委託料を月額により支払うものとし、丙の給料支払日に別表「支払計画表」に基づき、丙に対し前金払いの方法により支払うものとする。

2 丙は、前項の支払を受けようとする場合は、給料支払日の10日前までに適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

(履行遅滞)

第10条 丙は、正当な理由によらないで第3条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了するまでの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する日（以下「約定日」という。）に委託料を支払わなかった場合は、約定日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。

3 甲が第8条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において当該期間満了の日の翌日から検査をしたまでの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、各仕様書に定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第12条 丙は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙が、甲及び乙の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
 - (2) 丙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
 - (3) 丙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (4) 丙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
 - (5) 丙がこの契約に違反し、甲及び乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (7) 丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を經營に参与させているとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約の解除したときは、その既済部分又は既納部分に對して相当と認める金額を支払うことができる。

※ 第6条（契約保証金）で（A）を用いる場合
(違約金)

第14条 丙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、丙の責めに帰することができない事由によるものであるときには、この限りでない。

- 2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を丙に請求することができる。

※ 第6条（契約保証金）で（B）を用いる場合
(違約金)

第14条 丙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 甲は、第6条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を丙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第15条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第16条 丙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(管理責任者)

第17条 丙は、甲又は乙との連絡調整、交通部運転免許課長又は第4条の実施場所の警察署長からの指示事項の管理、委託業務に従事する職員（以下「従事職員」という。）の勤務管理および個別指導・監督にあたる管理責任者を置くものとし、乙の承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、運転免許窓口業務と警察署優良運転者講習業務の管理等について兼務することができる。

(従事職員)

第18条 丙は、委託業務の開始のため従事職員を第4条の実施場所に配置し、または第3条の委託期間中に従事職員を交代して配置しようとするときは、予め乙に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設等の使用)

第19条 甲は、乙が委託業務に必要と認めた施設、資器材その他の備品を丙に無償使用させるものとする。

2 丙は、善良な使用者としての注意義務をもってこれらを適正に使用しなければならない。

(実地調査等)

第20条 乙は、委託業務の適切な実施のため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について隨時実地に調査するとともに丙に対して所要の報告あるいは書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(費用負担)

第21条 この契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町8番地1
島根県
島根県警察本部長 丸山直紀

乙 島根県松江市殿町8番地1
島根県公安委員会
委員長 藤田和雄

丙

別表

支 払 計 画 表

運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務委託

業務実施月	月額	備考
令和 7年 4月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 5月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 6月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 7月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 8月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 9月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 10月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 11月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 7年 12月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 8年 1月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 8年 2月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
令和 8年 3月	円	うち消費税及び地方消費税の額 円
合計	円	うち消費税及び地方消費税の額 円

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 丙は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 丙は、本契約に係る業務の下請又は再委託（丙が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 甲及び乙は、丙又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 丙は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

- (2) 丙は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに丙に報告するよう指導を行わなければならない。
- (3) 丙は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、甲と協議しなければならない。
- (4) 不当介入等を受けた丙又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、甲は丙に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。